

令和2年度（2020年度）
豊中市地域包括支援センター
評価の手引き

令和2年（2020年）6月

評価のしくみについて

1. 評価目的

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターがより充実した機能を果たしていくためには、公正・中立で、安定的・継続的な運営が行われることが必要である。国は、設置者である市町村が定期的にその運営状況を点検・評価することとしている。これに基づき、地域包括支援センターの業務内容の改善やサービスの質の向上などの観点から外部評価を実施するものである。

2. 評価対象期間

平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日

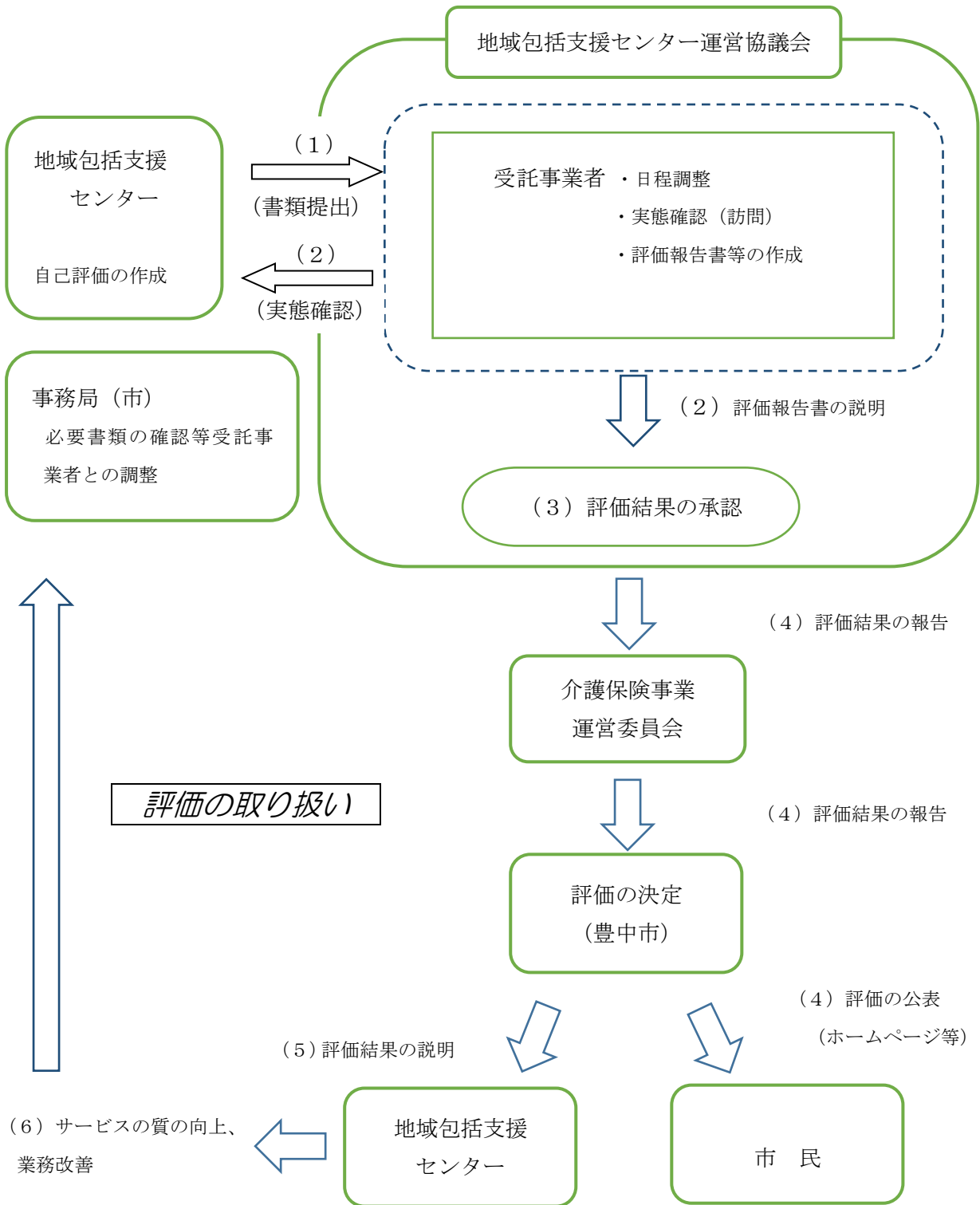
3. 評価機関

豊中市地域包括支援センター運営協議会

4. 評価方法

- (1) 地域包括支援センターが「地域包括支援センター事業評価基準チェックシート」（資料1）に沿って、自己評価を実施する。自己評価にあたっては、各センターで実施している具体的な取組内容を記載する。その結果を、「活動概要説明用シート」（資料2）とともに地域包括支援センター運営協議会（事務局）に提出する。
- (2) 地域包括支援センター事業評価受託事業者（以下「受託事業者」という。）が、提出を受けた「地域包括支援センター事業評価基準チェックシート」、「活動概要説明用シート」および事前準備資料を参考にしながら、地域包括支援センターを訪問してヒアリングと実態確認を行い、評価する。その評価結果を、「地域包括支援センター事業評価報告書」（資料3）と「評価結果の概要」（資料4）に記録し、地域包括支援センター運営協議会に提出する。
- (3) 地域包括支援センター運営協議会において、「地域包括支援センター事業評価報告書」、「評価結果の概要」について、審議して評価結果の承認を行う。
- (4) 介護保険事業運営委員会において、地域包括支援センター運営協議会会長が評価結果を報告する。その後、介護保険事業運営委員会会長から市長に評価結果を報告する。市において評価の決定を行った後、市民に市のホームページ等で「地域包括支援センター事業評価報告書」および「評価結果の概要」を公表する。
- (5) 事務局から、地域包括支援センターに「地域包括支援センター事業評価報告書」、「評価結果の概要」をもとに、評価結果について説明する。
- (6) 地域包括支援センターは、結果をもとに、更なる業務内容の改善やサービスの質の向上に努める。

評価のスキーム図



実施の手順 および スケジュールについて

1. 実態確認までの準備

- (1) 地域包括支援センターは自己評価を実施して、「地域包括支援センター事業評価基準チェックシート」と、「活動概要説明用シート」および事前準備資料を、地域包括支援センター運営協議会（事務局）に提出する。
- (2) 地域包括支援センターから提出のあった（1）の資料をもとに、受託事業者と事務局で事前打ち合わせを行う。
- (3) 地域包括支援センター運営協議会の日程に合わせて、受託事業者が地域包括支援センターと実態確認実施日を調整する。

2. 実態確認実施者

- 受託事業者 2 名程度

3. 地域包括支援センター対応者

管理者とその他職員が、業務に支障のない範囲で複数体制により対応する。
※運営法人が同席してもよい。

4. 実態確認項目

「地域包括支援センター事業評価基準チェックシート」のとおり

5. 実態確認の方法

- (1) 「地域包括支援センター事業評価基準チェックシート」に沿って、関係書類や包括職員との面接による聞き取り確認。
- (2) 所要時間は、6 時間程度。

資 料

- 資料1：地域包括支援センター事業評価基準チェックシート
※包括と評価者は、同じチェックシートを用います
- 資料2：活動概要説明用シート
- 資料3：地域包括支援センター事業評価報告書
- 資料4：評価結果の概要